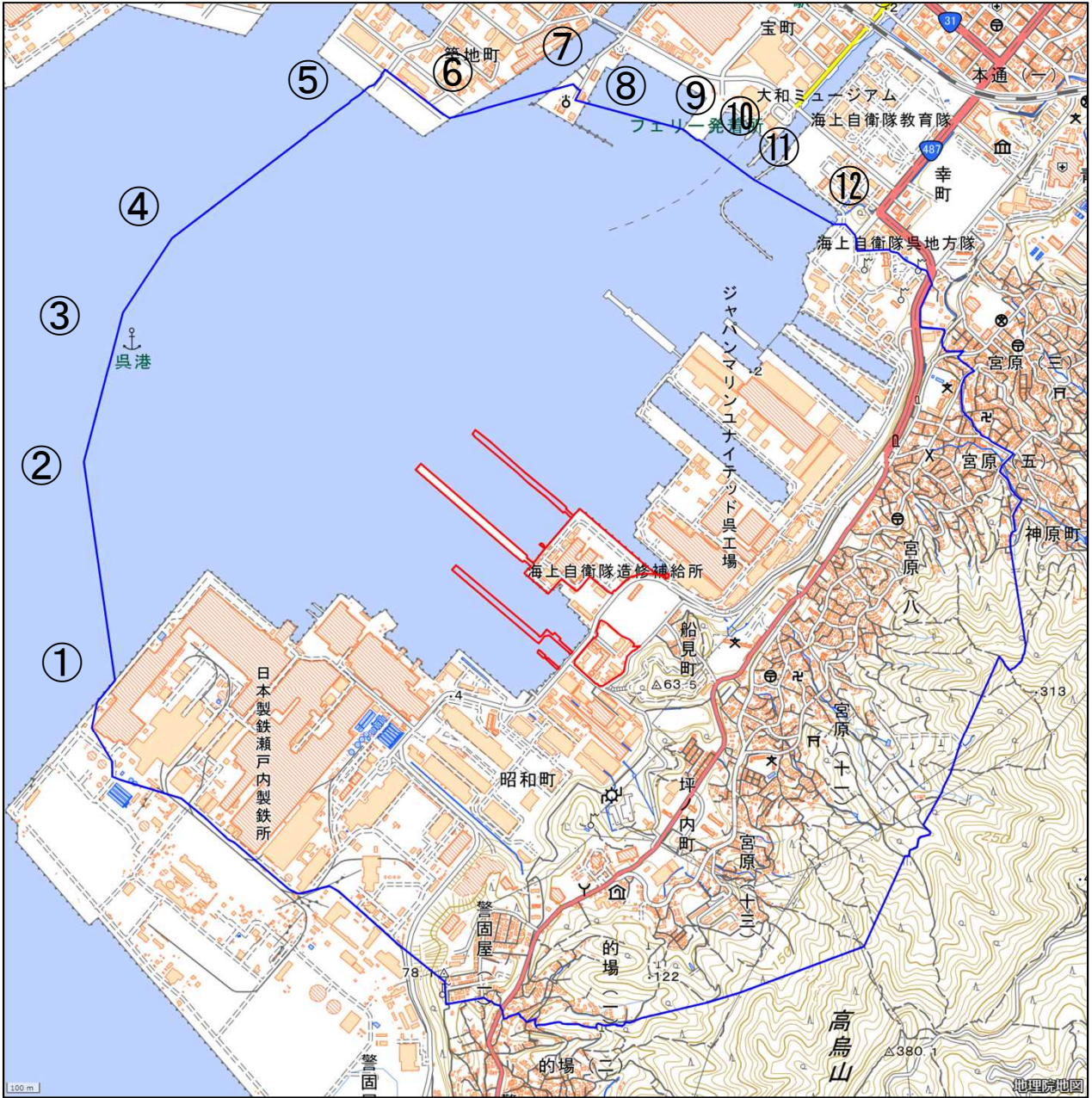


海上自衛隊呉地方総監部係船堀地区

| | | |
|--|--|--|
| 対象防衛関係施設 の所在地 | 広島県呉市 | 昭和町五番二号 |
| 対象防衛関係施設 の区域 | 広島県呉市 | 昭和町（次の図面に示す部分に限る。） |
| 対象防衛関係施設 に係る対象施設 周辺地域 | 広島県呉市 | 青山町（次の図面に示す部分に限る。）、神原町（次の図面に示す部分に限る。）、警固屋一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、警固屋町（次の図面に示す部分に限る。）、幸町（次の図面に示す部分に限る。）、昭和町（次の図面に示す部分に限る。）、宝町（次の図面に示す部分に限る。）、築地町（次の図面に示す部分に限る。）、坪ノ内町、船見町、的場一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、宮原四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、五丁目（次の図面に示す部分に限る。）から十丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び十一丁目から十三丁目まで並びに宮原村（次の図面に示す部分に限る。） |
| 次に掲げる点 を順次に結ん だ線及び一に 掲げる点と十 二に掲げる点 とを結ぶ海岸 線により囲ま れた区域のう ち陸域以外の 区域 | 一 北緯三十四度十三分三十二秒、東経百三十二度三十二分 六秒の点 二 北緯三十四度十三分五十三秒、東経百三十二度三十二分 三秒の点 三 北緯三十四度十四分八秒、東経百三十二度三十二分七秒 の点 四 北緯三十四度十四分十五秒、東経百三十二度三十二分十 三秒の点 五 北緯三十四度十四分二十九秒、東経百三十二度三十二分 三十六秒の点 六 北緯三十四度十四分二十七秒、東経百三十二度三十二分 四十六秒の点 七 北緯三十四度十四分二十九秒、東経百三十二度三十二分 五十八秒の点 八 北緯三十四度十四分二十八秒、東経百三十二度三十三分 一秒の点 九 北緯三十四度十四分二十六秒、東経百三十二度三十三分 十三秒の点 十 北緯三十四度十四分二十四秒、東経百三十二度三十三分 十五秒の点 | |

| | | |
|---|--|---|
| | | <p>十一 北緯三十四度十四分二十一秒、東経百三十二度三十三分二十一秒の点</p> <p>十二 北緯三十四度十四分十六秒、東経百三十二度三十三分三十秒の点</p> |
| <p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p> | | |

海上自衛隊呉地方総監部係船堀地区周辺地域 (広島県呉市昭和町5番2号)



この地図は、縮尺2万5000分の1の地形図相当の誤差を有しております。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域



対象施設周辺地域

